

今治タオルブランド認定商品を販売する際の注意点

- 1 POP等の作成には今治タオル工業組合の許可が必要!**

HP、広告、カタログ等にブランドマーク(*)を使用する場合は、今治タオル工業組合の許可が必要です。申請に関しては、全てメーカーが行いますので卸先様にお問合せください。
- 2 修正が入る可能性があります!**

上記①の申請の際に今治タオル工業組合から修正の指示が出る可能性があります。許可後に入稿・印刷・掲示又は掲載をお願いします。
- 3 ブランドマークには使用方法にルールがあります。**

ブランドマークを使用するにあたって、最小サイズや保護エリアのルールがございます。今治タオル工業組合HPにロゴマニュアルが公開されていますのでご確認ください。
https://www.itia.or.jp/file/imabari_logomanual.pdf
- 4 認定番号の並記が必要!**

ブランドマークを使用する場合は、マーク付近に商品の認定番号の記載が必須です。認定番号は卸先様またはメーカーにお問い合わせください。
- 5 商品の2次加工(刺繍など)は原則不可!**

今治タオルブランド認定商品のサイズ、デザイン、色、柄が変わると新規の申請が必要になります。加工は今治タオルブランドの認定を取得したメーカーが行う必要があります。ご不明な点は卸先様またはメーカーにお問合せください。
- 6 ブランドマーク入りの副資材(下げ札など)も勝手な作成は×**

副資材にブランドマークを使用する場合は、指定外副資材となり今治タオル工業組合に申請が必要です。PK番号と呼ばれる管理番号の印字が必要となりますので、卸先様またはメーカーにお問い合わせください。
- 7 ブランドマーク、『今治タオル』の商標を用いてのセールは×**

安売り、バーゲンセールのPOP等で、ブランドマークや『今治タオル』の使用は禁止されています。安売りと判断される可能性が有る表現には商標は一切使用できません。赤字での価格表示も同様になります。
- 8 二重価格は×**

景品表示法で禁止されている二重価格に該当する場合は、商標は使用できません。
- 9 『今治タオル』という言葉も使用する際には承認が必要!**

『今治タオル』という文言も使用する場合は今治タオル工業組合承認が必要です。今治産タオル、今治製タオル、今治のタオル、IMABARI TOWELなどの類似商標も同様です。申請に関しては、全てメーカーが行いますので卸先様にお問合せください。
- 10 今治タオル工業組合が作っている公式POPも有ります!**

今治タオル工業組合が公式に作成しているPOPも販売されています。陳列されているエリアに今治タオルブランド認定商品のみを置く場合に使用可能です。詳細は卸先様にご確認ください。

(*)今治タオルブランドロゴマーク